

大阪府立佐野高等学校 部活動に係る活動方針

平成31年3月28日

1. 部活動の目的

- 部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけが目的ではなく、活動を通して、多様な経験を重ね、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部顧問は複数の教員で担当し、教員の働き方改革の観点から、適正な数の部活動の設定を行い、特定の教員に過度の負担が生じないように考慮する（特定の部活動に教員が集中し他の部活動を担当する顧問数が少なくなる事がないよう公平に負担する事を等も含む。）。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 原則、休養日は週2日以上設定する。（年間休養日104日以上の設定が原則。）
- (2) 休養日の設定にあたり、原則、週末の休養日は月当たり2日以上となるよう設定する。
 - ※ 原則、週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とする。
 - ※ 対外試合等（公式、練習試合含む）で、毎週内に休養日を設定する事が困難な状況である場合は、翌週の代わりになる日を休養日と設定することが可能であれば、原則に則り活動を行っているとは判断する。
 - ※ 毎週内の休養日設定や、翌週内に振替の休養日を確保する事が、スケジュール的に困難な状況である場合、年間行動計画において、年間休養日数の総日数が104日以上確保されているのであれば（学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間、学校休業日等）も休養日に含める。）、原則に則り活動を行っているとは判断する。
- (3) 原則、1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度（文化部は3時間程度）とし、効率的な活動を心がける。
 - ※ 対外試合等（特に近畿・全国大会や近畿・全国大会に準じる大会につながる予選会等）に参加するため、特に練習時間の確保が必要と判断された場合、保護者・生徒の同意が得られ、なおかつ、その練習時間に見合った休養日を確保することが可能であれば、その限りではない。
 - ※ 4時間以上の活動となる場合は、生徒達が健全な学校生活を過ごせるように配慮して指導を行うこと。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たっての体罰行為はいかなる理由があっても、決して許されない。また、生徒の心身の成長を妨げることがないように、叱咤激励を行い、適切な指導を行うことを心がける。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すことで、生徒の人格形成及び、思考力や行動力等、社会で通用する力の育成に努める。

5. その他

- (1) 事故防止のため、安全な活動を心掛けると共に、施設・設備の点検を定期的実施し、生徒達が安全に活動できる環境整備に努める。
- (2) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。